

議案第 6 5 号

渋川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 6 月 1 2 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市手数料条例の一部を改正する条例

渋川市手数料条例（平成 1 8 年渋川市条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

別表個人番号の通知カードの再交付の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行																				
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料を徴収する事務</th> <th style="text-align: center;">手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業に関する証明</td> <td>1件につき 300円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	手数料の金額	営業に関する証明	1件につき 300円	(略)		_____	_____	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料を徴収する事務</th> <th style="text-align: center;">手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業に関する証明</td> <td>1件につき 300円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>個人番号の通知カードの再交付</u></td> <td><u>1件につき 500円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	手数料の金額	営業に関する証明	1件につき 300円	(略)		<u>個人番号の通知カードの再交付</u>	<u>1件につき 500円</u>	(略)	
手数料を徴収する事務	手数料の金額																				
営業に関する証明	1件につき 300円																				
(略)																					
_____	_____																				
(略)																					
手数料を徴収する事務	手数料の金額																				
営業に関する証明	1件につき 300円																				
(略)																					
<u>個人番号の通知カードの再交付</u>	<u>1件につき 500円</u>																				
(略)																					